

消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

令和7年度

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 340,000 千円
【歳出】 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 4,817,508 千円

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		予算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県 支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	182,368	28,805	0	4,514	17,408	131,641
	障害者福祉事業	863,478	615,539	0	252	28,900	218,787
	高齢者福祉事業	486,670	35,032	0	44,731	47,498	359,409
	児童福祉事業	1,675,876	842,368	24,000	35,890	90,236	683,382
	小 計	3,208,392	1,521,744	24,000	85,387	184,042	1,393,219
社会保険	国民健康保険事業	222,845	116,065	0	0	12,444	94,336
	介護保険事業	423,412	19,083	0	0	47,192	357,137
	後期高齢者医療事業	103,228	73,599	0	0	3,468	26,161
	小 計	749,485	208,747	0	0	63,104	477,634
保健衛生	保健衛生事業	708,892	275	40,000	9,816	76,874	581,927
	予防事業	88,341	2,679	0	156	9,962	75,544
	母子保健事業	21,737	8,885	0	43	1,496	11,313
	健康増進事業	40,661	1,961	0	78	4,522	34,100
	小 計	859,631	13,800	40,000	10,093	92,854	702,884
合 計		4,817,508	1,744,291	64,000	95,480	340,000	2,573,737

- 引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障４経費）その他社会保障施策に要する経費」にあてるものです。
- 社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費です。
- 充当については、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。